

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、国民年金に加入する義務があります。

国民年金には加入種別があり、本人や配偶者の就職・転職・結婚などで変更となったときは手続きが必要です。手続きをしなかった場合、基礎年金（老齢・障害・遺族）を受け取れなくなることもあります。

- 第1号被保険者…学生・自営業者・農林漁業者など第2号、第3号被保険者に該当しない方
- 第2号被保険者…会社員・公務員など厚生年金に加入している方
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	年金・長寿医療グループ各支所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	年金・長寿医療グループ各支所
年金受給資格がある第2号被保険者（配偶者）が65歳になり、その配偶者に扶養されていた方が60歳未満のとき		
収入の増加や離婚などで第2号被保険者（配偶者）の扶養から外れるようになったとき		
学生など、厚生年金に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	日本年金機構からお知らせが届きます※1

※1 お知らせが届かないときには年金・長寿医療グループか各支所で手続きが必要です。

高額介護合算療養費のお知らせ

～医療と介護の両方を利用している世帯の方へ～

問い合わせ

国民健康保険グループ (☎011-771)

年金・長寿医療グループ (☎011-2137)

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)

国民健康保険または後期高齢者医療制度と介護保険の両方のサービスを利用した世帯で、1年間（令和6年8月1日～令和7年7月31日）に支払った自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請によって超えた額が支給されます。対象となる方には3～4月ごろに申請のお知らせを送付します。

1年間の自己負担限度額

要件	所得区分	自己負担限度額
①70歳以上の国民健康保険の加入者、 全ての後期高齢者医療制度の加入者	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
	課税所得145万円未満	56万円
	住民税非課税世帯（区分Ⅱ）※1	31万円
	住民税非課税世帯（区分Ⅰ）※2	19万円
②70歳未満の国民健康保険の加入者	所得901万円超	212万円
	所得600万円超901万円以下	141万円
	所得210万円超600万円以下	67万円
	所得210万円以下	60万円
	住民税非課税世帯	34万円

※1 同一世帯の世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方。

※2 同一世帯の世帯全員が住民税非課税かつ、世帯全員の各所得が0円（年金所得は控除額80万円、給与所得がある方は給与所得から10万円控除）または老齢福祉年金を受給している方。

～ご注意ください～

- ①の課税所得とは、住民税における課税所得です。
- ②の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから基礎控除額（43万円）を差し引いた金額を世帯で合算したものです。
- 医療保険と介護保険のいずれかが自己負担額0円の場合は、対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。